

利根町立小学校統合準備委員会協議・検討結果報告書

令和4年11月16日

利根町立小学校統合準備委員会

利根町立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、町立小学校の統合を円滑に行うために必要な準備、検討及びその調整を図るため、令和2年10月1日に設置されました。

準備委員会では、文小学校、布川小学校、文間小学校の町内小学校3校が、令和5年4月に統合するにあたり、学校名称、校章、校歌及び校旗に関する事、学校運営、教育課程及び式典行事に関する事、学校の通学体制に関する事、学校のPTAの組織運営に関する事、その他統合に必要な事項に関する事等、多岐に渡り、具体的な検討を重ねました。

また、協議事項に応じて、総務部会、PTA部会、学校運営部会という3つの専門部会を設け、調査・検討を行った結果を、準備委員会の全体会議において報告し、準備委員会の委員全員で最終的な決定をして参りました。

準備委員会は、令和2年10月に設置してから本日に至るまで、委員全体会議を16回開催したところです。

コロナ禍という未曾有の状況にあって、会議開催の突然の中止や延期に対し、通常の会議開催に加えて、書面による協議やWEB会議の実施等、統合準備が遅れることのないよう、なにより子ども達にとってより良い統合小学校となるよう、準備委員会の委員全員による調整や工夫により、予定どおり報告書として取りまとめることができましたので、これまでの検討結果について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 統合小学校の名称、校章、校歌に関する事
- 2 学校運営、教育課程及び式典行事に関する事
- 3 学校の通学体制に関する事
- 4 学校のPTA組織運営に関する事
- 5 その他の統合に関し必要な事項に関する事

1 統合小学校の名称、校章、校歌に関すること

(1) 学校名称について

統合小学校の名称については、町民に対する公募を行いました。

【検討結果】

応募総数228件、校名案の数109件の結果を受け、準備委員会としての新校名案は「利根町立利根小学校」に決定しました。応募の主な理由として、利根町に唯一の小学校となることや、利根中学校と統一した方が良い等の意見が数多く寄せられました。

(2) 校章について

校章については、町内外を問わず、広く一般に対し校章デザインの公募を行いました。

【検討結果】

応募総数98点の中から、準備委員会において最終候補5点に絞り、最終候補については住民による投票を実施し、最も得票数の多かったデザインを準備委員会としての最終案として決定いたしました。



校章デザイン最終案

(3) 校歌について

校歌については、作詞・作曲の専門家に依頼する方向で検討を行いました。

【検討結果】

町教育委員会の海老澤教育長から、取手松陽高校の校長先生を通じ、同校で音楽科講師を務められると共に、ピアノ、ソルフェージュ（読譜）の指導や作曲活動など、学校以外でも精力的に音楽活動をされている小山順子先生に楽曲の制作を依頼しました。

また、利根町の児童が校歌の歌詞に加えたいフレーズについて、各小学校の児童にアンケートを実施し、小山先生の歌詞に加えていただきました。

令和3年2月に楽曲が完成し、準備委員会全体会議において試聴し、承認いたしました。

2 学校運営、教育課程及び式典行事に関すること

(1) 学校運営及び教育課程について

利根小学校の学校運営や教育課程については、各小学校の教師を中心とした学校運営部会において、それぞれの小学校の校訓や教育目標を基に、どのような学校とするのかについて協議・検討を行いました。

【検討結果】

町内小中学校の校訓を基に、小中9年間の教育を見据えて校訓を検討いたしました。特に、統合後の子ども達の心の教育の部分をまずは大事にしたいということで、「徳・知・体」の順として以下のとおり決定しました。

〔校訓〕

なかよく かしこく たくましく

教育目標については、校訓をわかりやすく具現化すること、また、目指す児童像であることを基本として検討し、以下のとおり決定しました。

〔教育目標〕

心豊かでやさしく 自ら学び考え 元気に伸びゆく児童の育成

また、学校運営部会において、利根小学校の年間計画（案）を作成し、各小学校において検討をいたしました。具体的な行事日程等については引き続き、教育委員会、各小学校、PTA 保護者等で必要に応じ、協議・調整を行います。

併せて、統合した際に子どもたちがスムーズに学校生活が送れるよう、各小学校児童の交流行事を実施いたします。

(2) 式典行事に関すること

町内小学校3校の閉校および利根小学校の開校に向けて、教育委員会及び各小学校長を中心に、必要な式典行事の開催等について検討いたしました。

【検討結果】

町内小学校の閉校に伴い、令和5年3月（予定）に、各小学校において閉校式を挙行いたします。

また、利根小学校の開校に伴い、令和5年5月（予定）に開校式を挙行いたします。

具体的な日時や出席者等については、引き続き、調整を行います。

3 学校の通学体制に関すること

統合後は、現在の布川小学校が利根小学校の校舎となり、スクールバスによる通学が基本となるため、バスルートについて、準備委員会において検討いたしました。

【検討結果】

原則として、布川小学校から概ね1.5 km以上離れた自宅から通う児童を対象としてスクールバスのルートを設定いたしました。

バスの台数については、各地域の利用者数や道路状況等を考慮し、中型バス5台、マイクロバス8台の計13台により運行することとしました。

また、スクールバスの運行にあたり、利根町立小学校スクールバス運行管理規程を新たに制定するため、その内容について検討を行い、同運行管理規定（案）を作成しました。

■バスルート

- ①羽根野西コース（マイクロバス）
- ②羽根野東・早尾コース（マイクロバス）
- ③上曽根・下曽根・押付新田コース（マイクロバス）
- ④フレッシュタウンコース（マイクロバス）
- ⑤文間西コース（マイクロバス）
- ⑥文間東コース（マイクロバス）
- ⑦東文間北コース（マイクロバス）
- ⑧東文間南コース（マイクロバス）
- ⑨もえぎ野台1，2丁目コース（中型バス）
- ⑩もえぎ野台3丁目コース（中型バス）
- ⑪もえぎ野台4丁目コースⅠ（中型バス）
- ⑫もえぎ野台4丁目コースⅡ（中型バス）
- ⑬もえぎ野台5丁目コース（中型バス）

なお、登下校時においては、子ども達の安全な登下校のため、これまでどおり、地域住民の方やPTA 保護者等による見守りについて、引き続きご協力をお願いして参ります。

4 学校のPTA 組織運営に関すること

利根小学校のPTA 組織については、各小学校のPTA 役員を中心としたPTA 部会において、PTA 会則及び組織運営等について検討しました。

【検討結果】

利根小学校の開校にあたり、各小学校のPTA 会則を基に、利根小学校PTA 会則（案）を検討いたしました。

会則の中では、PTA 組織や役員、PTA の活動内容、会費等について規定いたしました。

また、PTA 役員の選出方法や、利根小学校PTA 設立に伴う各小学校PTA の会計等の整理を行い、利根小学校PTA 設立時の準備金についても決定いたしました。

会則については、PTA 総会で承認されたのちに、正式に決定いたします。

5 その他の統合に関し必要な事項に関すること

(1) 統合後の児童クラブ運営について

統合後の児童クラブについては、総務部会、役場子育て支援課が児童クラブの運営について検討いたしました。

【検討結果】

統合後も、文、文間、布川それぞれの児童クラブを引き続き使用する方向で検討することとなりました。

なお、文小学校及び文間小学校の児童クラブについては、両校が閉校となるため、引き続き児童クラブとして利用できるよう、学校跡地の利活用について検討を行っている「利根町学校跡地利活用検討委員会」に要望することについて、委員全体会議において承認いたしました。

(2) 学校の設備備品等について

各小学校の設備や学校備品等については、統合後の利根小学校で使用できるものや処分が必要なもの等について、学校運営部会を中心とした教職員が検討いたしました。

【検討結果】

各小学校から利根小学校へ移動する設備・備品等や、処分が必要なもの等を整理いたします。

また、閉校となる年度末まで各小学校において使用するものがあることから、引っ越し作業等については、役場学校教育課との協議・調整を引き続き行います。

(3) 利根小学校のジャージ・体操服について

ジャージ・体操服等については、PTA 部会と学校運営部会の合同部会を開催し、ジャージ・体操服メーカー2社によるプレゼンを行い、最終候補6点を決定いたしました。

候補の6点については、利根町役場、文化センター及び生涯学習センターにおいて展示会を開催し、児童及び保護者等にアンケートを実施しました。

【検討結果】

児童及び保護者等のアンケートの結果を踏まえ、準備委員会全体会議において、以下のジャージ・体操服を最終案として決定いたしました。



(4) 統合に関する情報共有のあり方について

今後の統合小学校に関する情報共有について、実際に利根小学校に通う児童の保護者はもとより、広く町民に情報が行き届くような情報共有のあり方について検討いたしました。

【検討結果】

統合に関する質問や要望等については、すべての保護者や町民が常に質問及び要望とそれに対する回答内容が確認できるよう、町教育委員会ホームページに専用のページを設置いたします。

加えて、ホームページから要望・質問が可能な問い合わせフォームを併せて設置いたします。

(5) その他

令和5年4月の小学校統合までに必要な調整等がある場合は、引き続き、町教育委員会をはじめ、役場関係課、各小学校、PTA等が必要に応じて調整を行って参ります。